

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「大切なものは目に見えないんだよ」とはサン・テグジュペリの言葉です。数字に表せないもの、数字の奥にあるものにもメッセージがあります。決算書には人の感性、感情、発想、行動力は表現できません。見えないものを見るには深い想像力が必要です。数字には表れていないが組織に芽生える変化にトップは気が付かなければいけません。意識を少し変えるだけでも行動が変わり現実は違ってきます。現実に流される情報に振り回され大切なものを見失っている気がします。自分を見つめるもう一人の自分が必要です。

私の書棚より

○顧客サービスを通じて、社員が働く喜びを感じることができれば、自然とモチベーションは上がります。

○あらゆる情報を得ようと、ムダな努力をするより、静かな時間を持ち、自分の精神を鍛える方が、よほど役立つ情報が手に入るということを知ってほしいと思います。

「社員のモチベーションは上げるな！」
宋文洲著 幻冬舎

税務アンテナ

□所得税法上、課税される所得のうち、事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得をいいます。ただし、不動産貸付業及び山林所得又は譲渡所得に該当するものは除かれます。また、従業員に対する貸付金の利子、作業くずや空き箱などの収入、買掛金の債務免除益、開店祝いや創業記念などの祝い金は、事業の遂行に付随して生じた収入として事業所得となります。

なお、個人が行う結婚式などの祝い金は、社会通念上相当と認められるものであれば、贈与税の対象にもならず、非課税所得となります。

□法人税法上、海外渡航が事業の遂行上直接必要なものであるかどうかは、その旅行の目的、旅行先、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定しますが、役員が海外渡航した場合、法人の業務遂行上必要と認められない費用や不相当に高額な部分の金額は、役員賞与となり損金に算入されません。

ただし、得意先からの招待に応ずるための費用であり、その旅行に参加することが得意先との関係上やむを得ず行われたものであるときには、交際費として取り扱われることとなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

9 月 の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 8 月分の源泉所得税の納付
30 日	○ 7 月決算法人の確定申告 ○ 22 年 1 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 10 月、22 年 1 月、4 月決算法人の消費税中間申告

30 日	○ 9 月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき月日)
------	----------------------------------

今月の贈る言葉『昨日から学び、今日を生き、明日へ期待しよう』 by アイシユタイン